

輸出管理ハンドブック

【第二版】

《参考資料抜粋版》



東京理科大学
TOKYO UNIVERSITY OF SCIENCE

研究推進部

【2019年4月12日公表】

【2022年5月2日修正】

目 次

I. 安全保障輸出管理の必要性

1. 安全保障輸出管理とは何か……………1
2. 大学・研究機関と安全保障輸出管理……………2
3. 注意を要する研究分野……………2

II. 本学における安全保障輸出管理

1. 安全保障輸出管理体制……………5
2. 本学における手続について……………6
 - 2-1 事前確認……………6
 - 2-2 承認申請……………6
 - 2-3 手続フロー……………8

III. 日本における安全保障輸出管理制度の概要

1. 日本の安全保障輸出管理の仕組み……………9
2. リスト規制について……………10
3. キャッチオール規制について……………10
 - 3-1 大量破壊兵器キャッチオール規制……………10
 - 3-2 通常兵器キャッチオール規制……………11
4. 安全保障輸出管理上の懸念がある国・組織等について……………11
5. 技術の輸出に係る規制……………12
6. 「技術」の定義……………15
7. 許可を要しない技術の提供……………16
8. 貨物の輸出に関する留意事項……………17
9. 違反に対する罰則……………18

IV. 参考資料 <抜粋>

3. リスト規制対象の貨物・技術……………43
4. キャッチオール規制において特に注意が必要な貨物……………45
7. 関係情報サイト……………50

はじめに

近年においても世界各地で内戦・テロ・軍備増強競争といった国際社会の平和と安全を脅かす動きは止むことがなく、大学のグローバル化の進展に伴って、大学の先進的な技術が国際的な研究活動を通じて流出し、研究者の意図しないところで核兵器やミサイルなどの開発に用いられる懸念が高まっています。

本学は、研究行動憲章において、地球の持続的な発展と人類・世界の繁栄を目標とし、「良心(Conscience)に基づいた科学(Science)」を重視した教育と研究を実践することを掲げています。この理念のもと、本学が生み出した知識が人類共有の財産として有意義に活用されるよう、自由にかつ安心して研究活動を推進するうえで、研究内容が国際社会の平和と安全を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐ努力が必要となっています。

海外の大学・研究機関との交流にあたって、一人ひとりが安全保障輸出管理に関する法令等を遵守することは、海外での活動における安全の確保といったリスク管理の一環であるとともに、平和を愛し他の人々を尊重する自らの高い倫理観を守ることでもあります。本ハンドブックの内容を注意深く読んでいただき、的確な安全保障輸出管理の実施について理解を深めていただくようお願いいたします。

2019年4月
学 長

東京理科大学「研究行動憲章」(抜粋)

2007年4月1日

東京理科大学「研究行動憲章」

私たち、東京理科大学において研究を遂行する教職員と学生、ならびに研究に関する業務を行う教職員は、その社会的責任の重さを自覚し、本学の使命を十全に果たすために、以下の全条文を銘記し、正しく理解した上で行動します。

- 1) 私たちは、「建学の精神」(理学の普及を以て国運発展の基礎とする)を堅持し、「実力主義」の伝統の基に、良心(Conscience)に基づく科学(Science)を重視した教育と研究を実践します。
- 2) 私たちは、地球の持続的な発展と人類・世界の繁栄を目標とし、我が国および世界の科学・文化を築くために、さらなる社会貢献に努めます。
- 3) 私たちは、「学問の自由」の原則に基づき、人類共有の財産となる知識を蓄積し、次世代の人材を育成するという大学の使命を果たすべく、高い倫理観を保持しつつ、教育と研究に尽力します。

I. 安全保障輸出管理の必要性

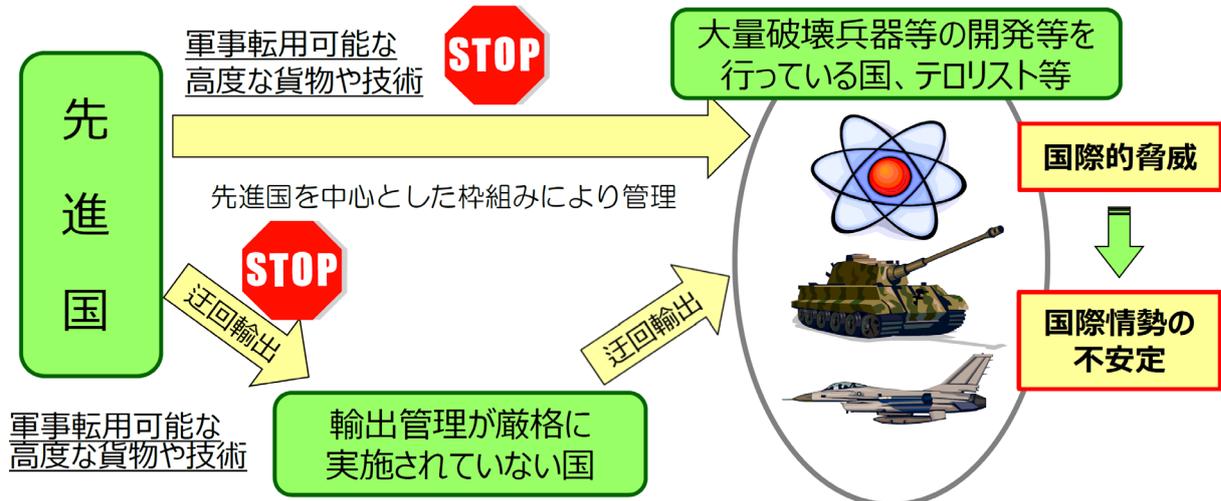
1. 安全保障輸出管理とは何か

安全保障輸出管理(Export Control)^{*}とは、国際的な平和と安全の維持を目的として、大量破壊兵器(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)の開発・製造・使用・貯蔵や通常兵器の過剰な蓄積をしている懸念のある国家・テロリスト等に、武器や軍事転用可能な高度な技術・貨物が渡ることを防ぐための管理です。(※安全保障貿易管理(Security Trade Control)とも言います。)

各国では先進国を中心とした国際的な枠組み(輸出管理レジーム)^{*}のもとで、技術の提供や貨物の輸出に関する法制度を定めて管理を行っています。

(※「核兵器」、「生物・化学兵器」、「ミサイル」、「通常兵器」の4つのレジームがあり、日本は全てに参加しています。)

近年では、民生技術が技術革新を主導するようになり、軍民両用(デュアルユース)の技術を軍事転用する動きが広がっており、貨物だけでなく技術の管理の重要性が高まっています。



【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より】

<軍事分野において民生技術が活用され得る例>

- 炭素繊維：炭素を主要素とする、軽量で強度の高い繊維素材
民生用途 → ゴルフ用シャフト、釣り竿、テニスラケット
防衛関連用途 → 戦闘機の主翼素材
- アクティブサスペンション：電子制御によってサスペンションの特性を変化させ、振動を減じる機構
民生用途 → F1カー
防衛関連用途 → 装甲戦闘車
- 窒化ガリウム(GaN)：高効率の電力制御・変換を可能とする半導体
民生用途 → 人工衛星の電波送信用増幅器
防衛関連用途 → 護衛艦搭載のレーダー



【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より】

2. 大学・研究機関と安全保障輸出管理

軍事転用可能な技術を手しようとする懸念のある国家・テロリスト等は、安全保障輸出管理が不十分な国や組織を狙っています。大学・研究機関も例外ではなく、下表のように海外との多様な接点があることから、高度技術の流出防止に的確に取り組むことが求められています。

技術提供等の機会	具体例
留学生・外国人研究者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与に伴う提供 ○研究指導に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 等
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none"> ○実験装置の貸与に伴う提供 ○共同研究に伴う実験装置の改良、開発 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ 等
研究試料等の持出し、海外送付	<ul style="list-style-type: none"> ○サンプル品の持出し、海外送付 ○自作の研究資機材を携行、海外送付 等
外国からの研究者の訪問	<ul style="list-style-type: none"> ○研究施設の見学 ○工程説明、資料配付 等
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"> ○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 等

【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より】

3. 注意を要する研究分野

大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い分野の研究者は、自らの研究が国際社会の平和と安全に密接な関係をもっていることを認識することが重要です。

- ◎ 原子力技術(原子核反応、中性子工学など)
- ◎ 精密機械技術、精密加工技術、精密測定技術
- ◎ 自動制御技術、ロボット技術
- ◎ 化学・生化学(特に人体に有害な化学物質、解毒物質)
- ◎ バイオテクノロジー、医学(特に感染症・ワクチン)を含む生物学
- ◎ 高性能・高機能材料技術(耐熱材料、耐腐食性材料など)
- ◎ 航空宇宙技術、高性能エンジン技術
- ◎ 航法技術
- ◎ 規制される貨物の設計、製造、使用に係るプログラム開発技術
- 海洋技術
- 情報通信技術、電子技術、光学技術
- シミュレーションプログラム技術

「◎」印は、大量破壊兵器などと関連が深く、特に留意が必要な分野です。

例えば・・・



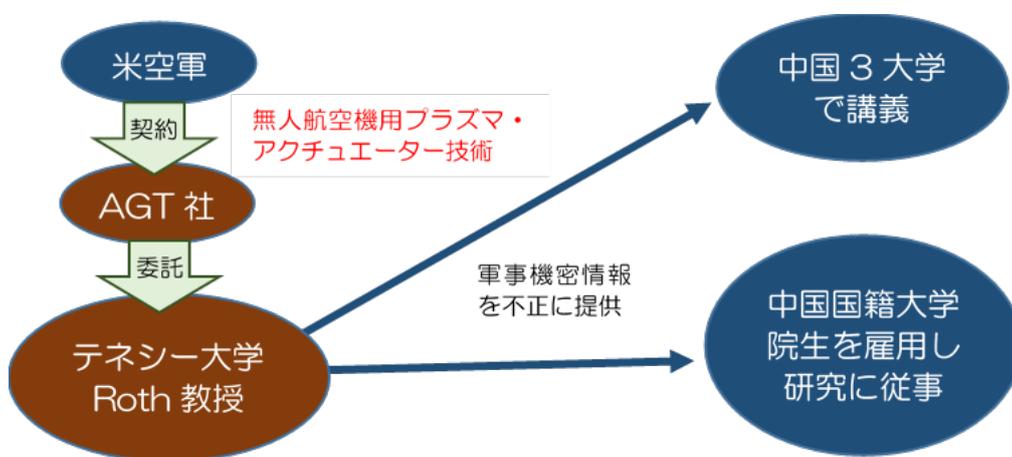
【経済産業省リーフレット「先生！！ちょっと待ってください！」より作成】

<大学から軍事機密技術が流出した事例>

◎米国テネシー大学 武器輸出管理法違反事例

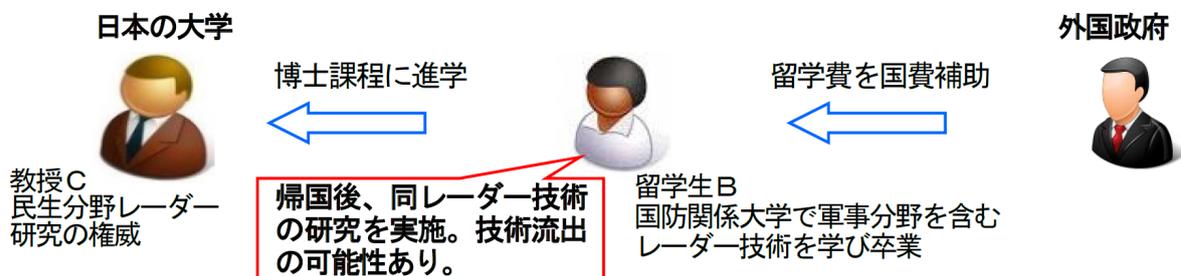
米国AGT社は、米空軍研究所との無人航空機用プラズマ・アクチュエーターの研究契約に関して、テネシー大学Roth教授と共同研究契約を結んだ。Roth教授はこの共同研究を中国人・イラン人を含む外国籍大学院生に手伝わせ、輸出許可を得ずに同研究に関係する技術情報の入ったPCを中国に持ち出し、講演を行った。

⇒ Roth教授は、武器輸出管理法違反の罪に問われ、懲役4年の有罪判決を受けた。



【経済産業省「大学・研究機関向け説明会資料」(2017年10月)より作成】

我が国でも、外国政府の国費補助を受けて日本の大学の博士課程に進学した留学生が、民生分野レーダーの権威の教授から指導を受けて、帰国後にレーダー技術の研究を行い、国外への技術流出が懸念される事例が起っています。

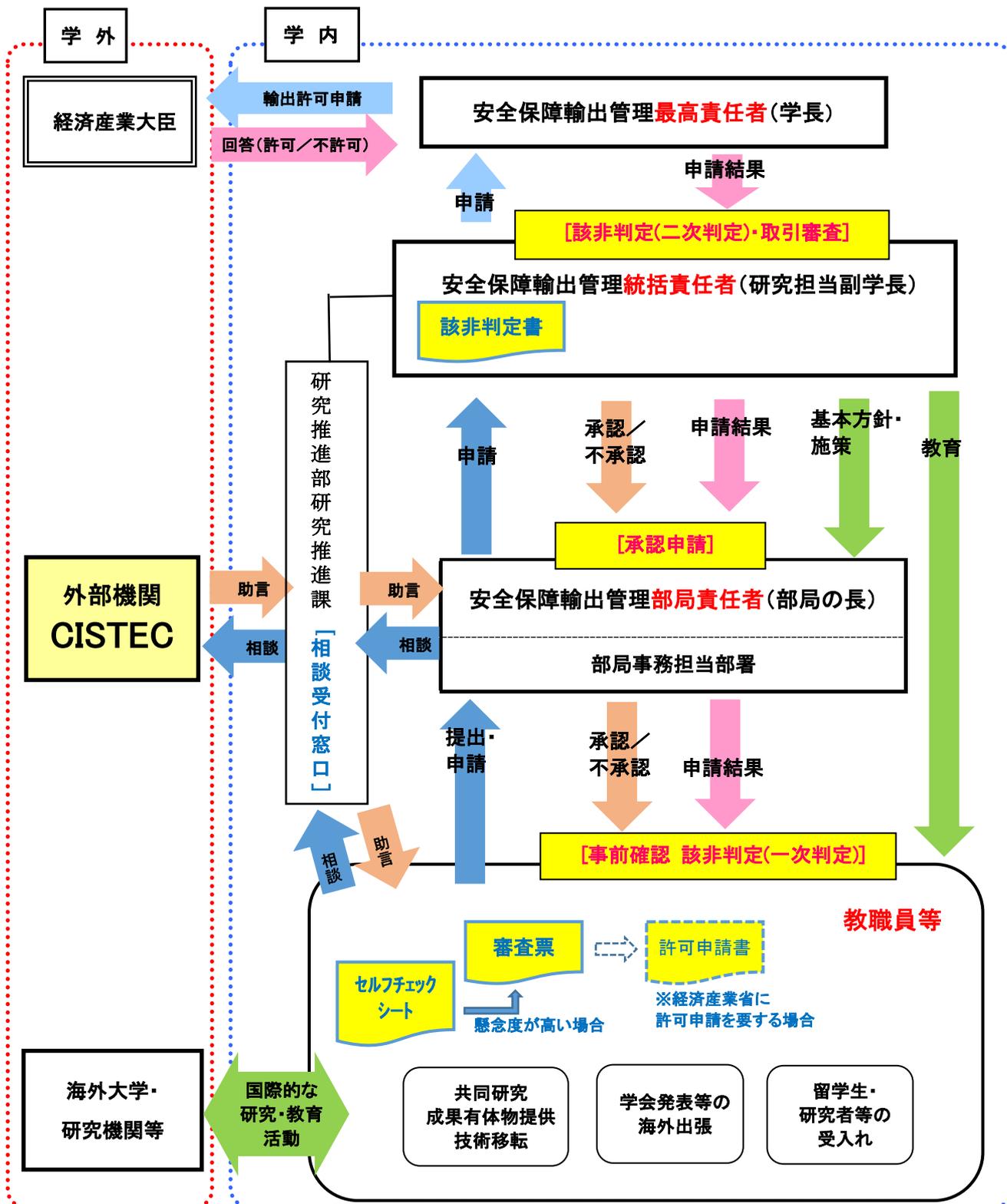


【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より】

II. 本学における安全保障輸出管理

1. 安全保障輸出管理体制

本学では、「東京理科大学安全保障輸出管理規程」の定めるところにより、以下の管理体制のもと、安全保障輸出管理の適切な実施を図っています。



2. 本学における手続について

以下のような国際的な交流の機会には、大量破壊兵器の開発等に用いられる懸念の有無を確認し、所定の手続を取る必要があります。

- ◆海外における研究成果の発表
- ◆海外大学等の研究者との共同研究で技術の提供・貨物の輸出を行う場合
- ◆海外から研究者・留学生を受け入れて共同研究・研究指導(=技術の提供)を行う場合
- ◆海外からの訪問者・見学者に研究内容の説明(=技術の提供)を行う場合

[※以下の手続については、8 ページの手続フロー図を参照]

2-1. 事前確認

まず「**輸出管理セルフチェックシート**」により、必要な手続を確認し、その結果に応じて、所定の「**輸出管理審査票**」を作成します。技術の提供・貨物の輸出を行おうとする教職員は、その具体的な内容・性能・仕様について最も詳しい立場から、リスト規制に該当するかどうかの判定(一次判定)を行います。また、技術・貨物の相手先での用途や、相手先が大量破壊兵器の開発等に関与しているかどうかについて、ホームページ等の公開情報や職務経歴書など入手可能な範囲で情報を収集します。

<確認のポイント>

- ①提供する技術・輸出する貨物が、経済産業省の定める「リスト規制」(10 ページ参照)に該当するものかどうか
→ リスト規制該当の場合は、事前に経済産業大臣の許可を得る必要があります。
- ②提供先・輸出先で、大量破壊兵器の開発等に利用される懸念がないかどうか(経済産業省の定める「キャッチオール規制」(10 ページ参照)の該当要件の確認)
→ 懸念が払拭できない場合は、事前に経済産業大臣の許可を得る必要があります。

※経済産業大臣の許可が必要であるにもかかわらず、無許可で行った場合には、**違法行為として処罰の対象となります。**(16 ページ参照)

2-2. 承認申請

作成した「輸出管理セルフチェックシート」と「輸出管理審査票」を、海外出張や留学生受入れ等の手続書類に添付して学部事務課等に提出し、大学としての実施承認を得るため部局責任者(各部局の長)を経て統括責任者(研究担当副学長)に申請を行います。

部局責任者は、「輸出管理審査票」の内容を確認し、統括責任者に提出します。部局責任者は、申請内容が当該部局の教育研究活動上の目的等に照らして適切でないと判断した場合には、申請者に対して技術提供・貨物輸出の中止を指示することができます。

教職員が「輸出管理審査票」に記載したリスト規制の該非について、統括責任者のもとで法令に基づく適正な運用の立場からダブルチェックを行い(二次判定)、大学として技術・貨物の該非判定を確定します。(結果に応じた該非判定書を発行。)**【該非判定】**また、統括責任者は、該非判定の結果と相手先に関する情報をもとに、当該技術提供・貨物輸出に関して、大量破壊兵器の開発等に転

用されるリスクや大学としての評判リスク等の諸要素を勘案して、大学として実施することの可否を判断します。**【取引審査】**(「**判定票**」()を用います。)

統括責任者は、取引審査の結果について部局責任者を経て教職員に通知します。教職員は取引審査の結果に従わなければなりません。

該非判定・取引審査により、経済産業大臣の許可を必要とする内容について実施を可とする場合は、統括責任者の申し出により最高責任者(学長)が許可申請を行います。このとき、統括責任者は部局責任者を経て、教職員に経済産業省に提出する許可申請書の作成を指示します。

教職員は、経済産業大臣の許可を得る前に技術の提供・貨物の輸出を実施することはできません。また、許可を得た技術・貨物と実際に提供・輸出するものが同一であることを確認のうえ実施する必要があります。同一でない場合は実施できません。これらに反したときは、違法行為として法令上の処罰対象となるとともに、本学規程に基づく懲戒処分の対象ともなります。

【参考】経済産業省が提供する該非判定用ツール

<貨物・技術の合体マトリクス表>

経済産業省では、リスト規制技術・貨物に係る政省令等の規を一覧にして記載した表を公表し、リスト規制技術がいかなる貨物に関係しているのかを簡易に把握することを可能とし、技術の該非判定に対する負担軽減を図っています。

URL: http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

① 「検索」を利用

② 「ブック」を選択すると1～15項の全シートを一括検索可能。

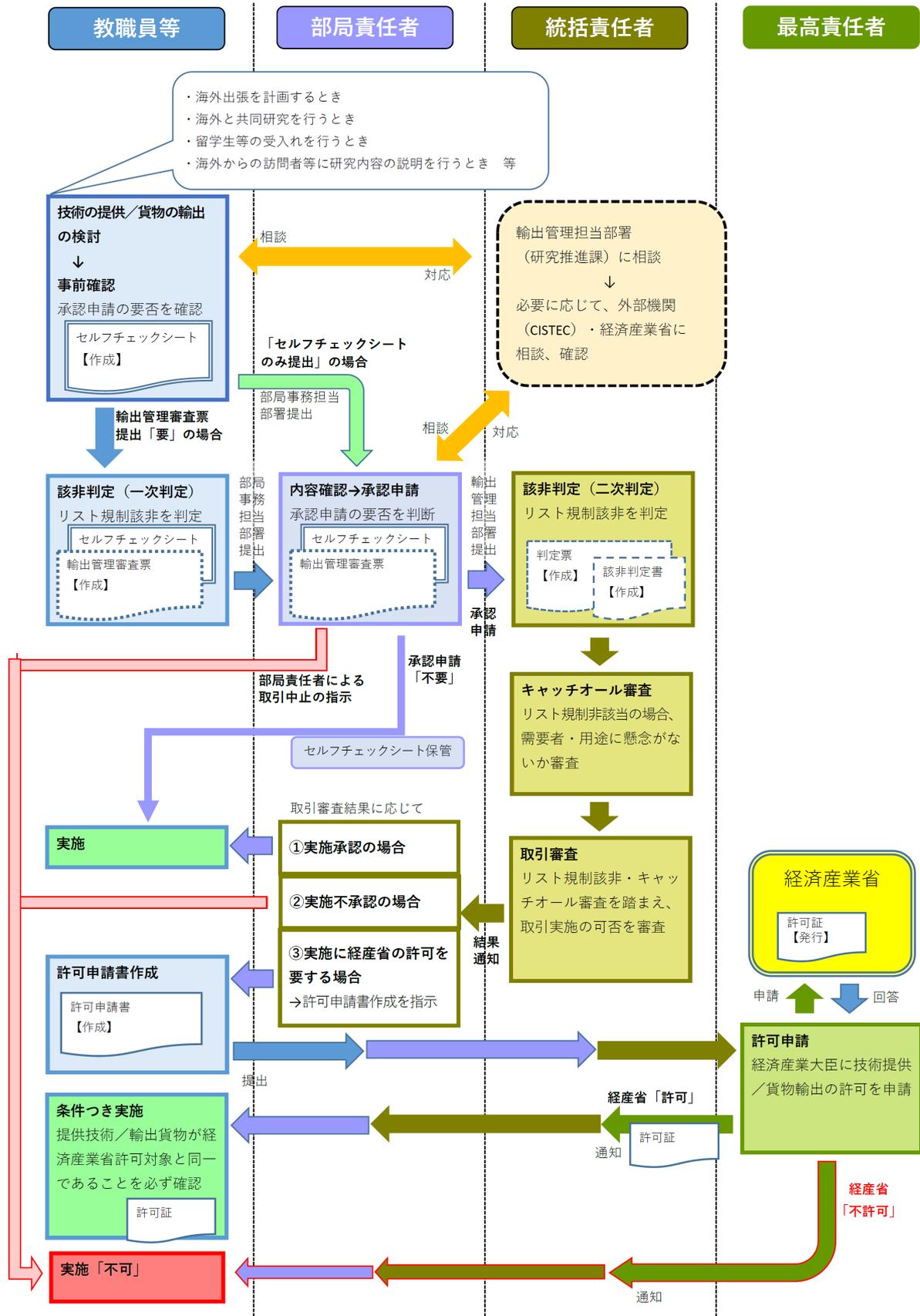
③ 「列」を選択してください。
※「行」の場合、検索が一部できない場合がありますので、ご注意ください。

④ 「次を検索」を押して検索してください。

ブック	シート	セル	値
kamo tsu_ekimu_matrixfile290107.xls	原子力	\$E\$819	炭素繊維、アラミド
kamo tsu_ekimu_matrixfile290107.xls	原子力	\$D\$819	(一) 炭素繊維又は
kamo tsu_ekimu_matrixfile290107.xls	原子力	\$E\$825	炭素繊維、アラミド繊維
kamo tsu_ekimu_matrixfile290107.xls	原子力	\$D\$839	(三) (一)又は(二)

【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より】

2-3. 手順フロー

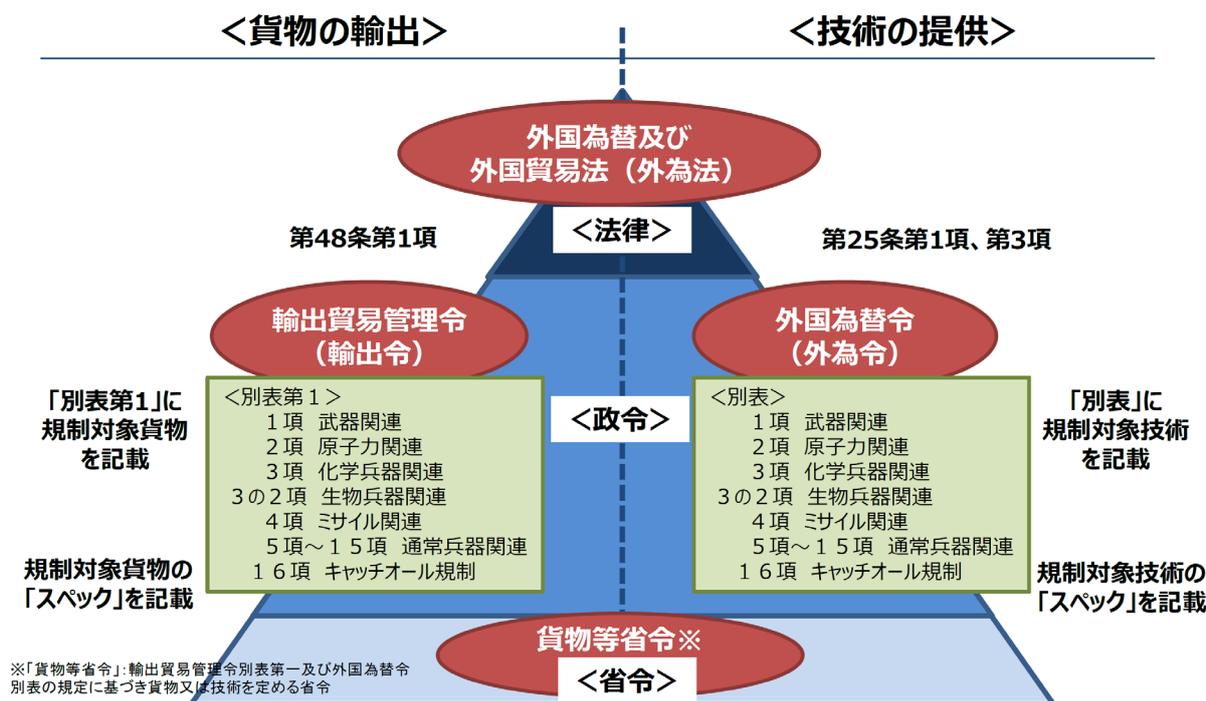


Ⅲ. 日本における安全保障輸出管理制度の概要

1. 日本の安全保障輸出管理の仕組み

我が国では、輸出管理レジームのもと、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)及び関連する法令・通達等に基づいて輸出管理を実施しています。規制対象技術・貨物の提供・輸出は、経済産業大臣の事前許可制となっています。

【制度の概要図】



【経済産業省「安全保障貿易管理説明会資料」(2021年6月)より】

	リスト規制 (10ページ参照)	キャッチオール規制 (10ページ参照)		
		大量破壊兵器等	通常兵器	
規制対象	政省令で定める品目 武器、機微な汎用品(原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械等)	リスト規制品目以外の全品目 (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	「輸出令別表第3の国」 (10ページ参照) を除く全地域	「国連武器禁輸国」 (11ページ参照)	「輸出令別表第3の国」及び 「国連武器禁輸国」を除く 全ての国
許可が必要となる要件	—	大量破壊兵器等の開発等に 用いられるおそれがある場合 1. 経済産業大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①相手先の用途 ②相手先の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用い られるおそれがある場合 1. 経済産業大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①相手先の用途	通常兵器の開発等に用いら れるおそれがある場合 1. 経済産業大臣からの通知

【経済産業省「安全保障貿易管理説明会資料(2021年6月)より作成】

2. リスト規制について

大量破壊兵器及び通常兵器の開発等に用いられるおそれの高い技術・貨物(汎用品、デュアルユース品)を海外に提供・輸出しようとする場合、相手先の国・地域にかかわらず、経済産業大臣の事前許可が必要です。

規制対象となる技術・貨物については、国際的な合意に基づいて、品目(リスト)[輸出令別表第1の1の項から15の項まで及び外為令別表1の項から15の項まで]と仕様・性能(スペック)[貨物等省令]が定められており、「リスト規制」と呼ばれています。(品目は43～44ページ参照)

このため、技術の提供や貨物の輸出を行おうとするときには、事前に、その技術・貨物がリスト規制に該当するかどうかを判定(該非判定)する必要があります。

3. キャッチオール規制について

リスト規制に該当しない技術の提供・貨物の輸出であっても、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

規制の対象[輸出令別表第1の16の項及び外為令別表の16の項で規定]には、食料品や木材等を除き、リスト規制対象以外のほぼ全ての技術・貨物が含まれることから、「キャッチオール(Catch all)規制」と呼ばれています。

なお、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれが特に高い技術・貨物に関しては、経済産業省から許可申請をすべき旨が通知される場合があります。

ただし、提供・輸出の相手先が輸出管理を厳格に実施している国(輸出令別表第3に規定する国)の場合は、キャッチオール規制の対象外とされています。

<p>＜輸出令別表第3の国(グループA国)＞ 【2019年8月28日最終改正】</p> <p>アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国</p>
--

3-1. 大量破壊兵器キャッチオール規制

提供・輸出の相手先が大量破壊兵器の開発等に技術・貨物を利用しようとするおそれがある場合や、相手先が大量破壊兵器の開発等を行っている(行っていた)場合には、大量破壊兵器の開発等以外に用いられることが明らかなきを除いて、経済産業大臣の事前許可が必要となります。

経済産業省では、大量破壊兵器の開発等に関与している(疑いの強い)組織のリストを提供しています(「外国ユーザーリスト」次項参照)。また、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物を例示しています。(45ページ参照)

3-2. 通常兵器キャッチオール規制

相手先が国連武器禁輸国・地域(次項参照)に指定されている場合で、提供する技術・輸出する貨物が通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、通常兵器の開発等以外に用いられることが明らかなときを除いて、経済産業大臣の事前許可が必要となります。また、経済産業省では、通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物を例示しています。(46 ページ参照)

4. 安全保障輸出管理上の懸念がある国・組織等について

<輸出令別表第4の国> 【2007年1月15日最終改正】

イラン、イラク、北朝鮮

リスト規制は全ての国・地域を対象としていますが、特に国際的な懸念がある国として、輸出令別表第4において上記の3か国を定めています。これらの国には、技術の提供・貨物の輸出に許可例外措置が適用されないなど、厳格な管理の対象となっています。

<外国ユーザーリスト> 【2022年3月10日最終改正】

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list>

経済産業省では、大量破壊兵器の開発等への関与が疑われる企業・組織を「外国ユーザーリスト」として公表しています。掲載された組織に対して技術の提供・貨物の輸出を行おうとする場合は、大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の事前許可が必要です。外国ユーザーリストには、軍事技術開発に関係が深いとみられる大学・研究機関も掲載されています。

随時更新されますので、経済産業省ウェブサイトで必ず最新版を確認してください。

<国連武器禁輸国・地域> 【2019年4月12日最終改正】

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

国連安保理決議によって武器輸出が禁止された国・地域として、輸出令別表第3の2において上記の10の国・地域を定めています。

国連武器禁輸国・地域に対して技術の提供・貨物の輸出を行おうとする場合は、通常兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の事前許可が必要です。

5. 技術の提供に係る規制

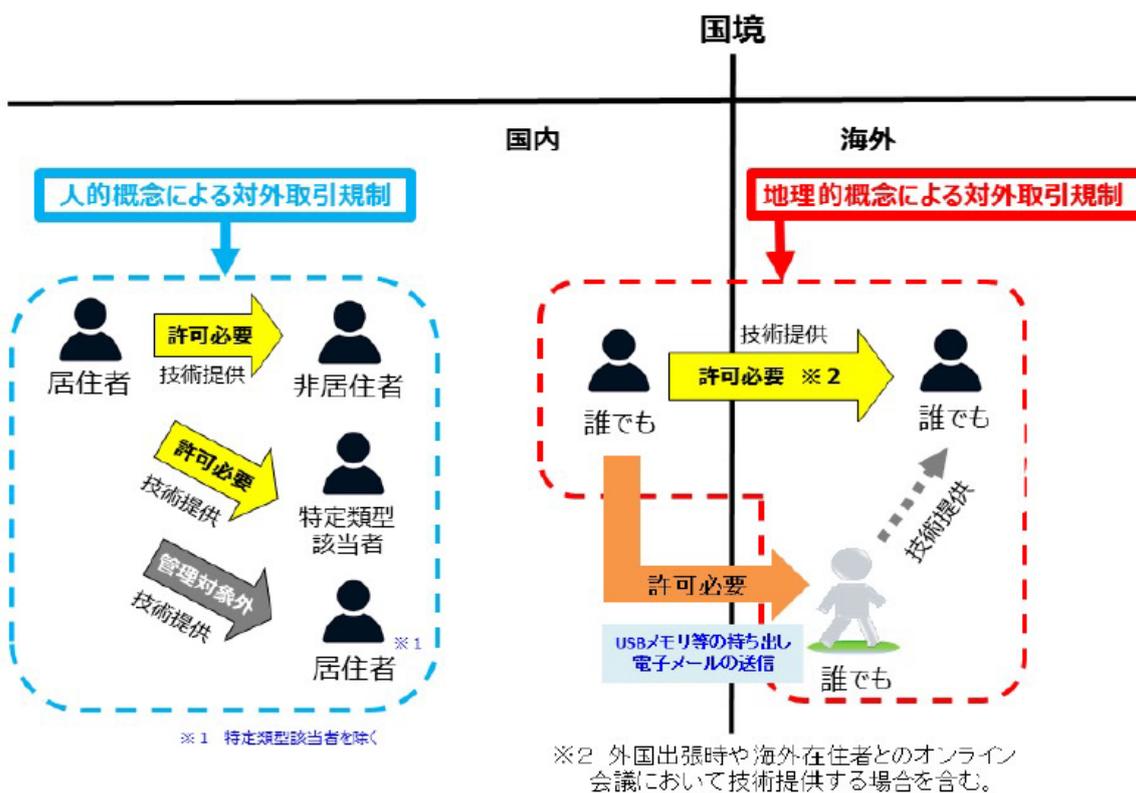
外為法上、「技術の提供」については、以下の場合に規制の対象となっています。

①外国における技術の提供または外国に向けて行う技術の提供(これらを目的とした国内における技術の提供を含む)【=地理的概念】

②日本国内における居住者から非居住者への技術の提供【=人的概念】

①には、海外での共同研究や海外出張での技術提供(オンライン国際学会での発表を含む)が当たります。来日後 6 か月以上経過した留学生等(居住者)が一時帰国する際、帰国先で技術提供を行う場合にも、①に当たります。

②には、日本国内で留学生や来日した研究者への技術提供を行うことが当たります。相手が日本人であっても非居住者となる場合があるため注意が必要です。また、2022 年 5 月施行の外為法運用改正(「みなし輸出」管理の明確化)により、「日本国内における居住者から特定類型に該当する居住者への技術の提供」が、規制対象として追加されました。



【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より】

外為法上、居住者／非居住者は下表のように定義されています。

	居住者	非居住者
日本人	①我が国に居住する者 ②日本の在外公館に勤務する者	①外国にある事務所に勤務する目的で出国し、外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③出国後外国に2年以上滞在している者 ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
外国人	①我が国にある事務所に勤務する者 ②我が国に入国後6月以上経過している者	①外国に居住する者 ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③外交官又は領事館及びこれらの随員又は使用人(ただし、外国において任命又は雇用された者に限る)
法人等	①我が国にある日本法人等 ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所 ③日本の在外公館	①外国にある外国法人等 ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ③我が国にある外国政府の高官及び国際機関 ※アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊及びこれらの構成員等

【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より作成】

<2022年5月施行の外為法運用改正(「みなし輸出」管理の明確化)について>

○「みなし輸出」管理とは

外為法は、その名称(外国為替及び外国貿易法)のとおり、外国に向けた「貨物の輸出」及び「技術の提供」を規制の対象とするものですが、日本国内において行う「技術の提供」であっても、提供相手が法令上の「非居住者」の場合は、外国に向けて行うのと同じとみなされ(みなし輸出)、輸出管理の対象とされてきました。

○「みなし輸出」管理の明確化

従来、法令上の「居住者」は輸出管理の対象外とされてきましたが、近年、人を介した外国への機微技術流出の懸念が高まったことにより、「居住者」であっても外国組織の影響を強く受けている状態(特定類型)にある場合には、「非居住者」とみなすことを明確化する法令運用の改正が2022年5月から施行されることになりました。

以下の①から③に分類される「特定類型」に該当する「居住者」(自然人に限り、国籍を問わない)に対してリスト規制技術の提供を行う場合(キャッチオール審査によって懸念が払拭できない場合を含む)には、「非居住者」に対する提供と同様に、経済産業省に許可申請が必要となります。

- | |
|--|
| <p>①外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行若しくは外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者</p> <p>②外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者</p> <p>③本邦における行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者</p> |
|--|

【「特定類型」に該当する具体的なイメージ】



契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者への提供

類型①

例①：日本の大学の教授であり、**外国大学と雇用契約を結び教授職を兼職**している者への提供

例②：外国大学から**サバティカル制度で我が国の大学に研究等**に來ている**大学教授**への提供



経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者への提供

類型②

例①：外国政府から**留学資金の提供を受けている外国人留学生**への提供

例②：**外国政府の理工系人材獲得プログラムに参加**し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者への提供



上記の他、国内において外国政府等の**指示**の下で行動する者への提供

類型③

例：日本における行動に関し外国政府等の指示や依頼を受けている留学生への提供
(類型③該当が疑われる者については、経済産業省が大学・研究機関に連絡することを主に想定)

【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より】

○「特定類型」該当性の確認

「みなし輸出」管理の明確化に伴い、「技術の提供」を行う者は、通常果たすべき注意義務を果たした結果として確認できる範囲で、相手方が「特定類型」に該当するか否かを判断することが求められます。相手方が「特定類型」該当者であることに気づかずに無許可で「技術の提供」を行った場合、通常果たすべき注意義務を履行していないときは過失があるとして罰則の対象とされます。(経済産業省「役務通達」)

【特定類型該当性の判断において求められる注意義務】

	受領者が提供者の指揮命令下でない	受領者が提供者の指揮命令下にある	共通
特定類型① 特定類型②	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から、受領者が特定類型に該当することが明らかである場合 →漫然と技術の提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していないと解される	以下の方法で特定類型に該当するか否かを確認している場合は、 通常果たすべき注意義務を履行している と解される <採用時> 自己申告による確認 <勤務時> 新たに特定類型に該当することとなった場合における報告義務を課すことによる確認 ※就業規則等の内部規則において、副業行為を含む利益相反行為が禁止・申告制にする場合は、同報告義務を課しているものと解される	特定類型に該当する可能性があるとして経済産業省が提供者に連絡をした場合 →漫然と技術の提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していないと解される
特定類型③	商慣習上技術提供取引を行う上で通常取得することとなる契約書等の書面において記載された情報から受領者が特定類型に該当することが明らかである場合 →漫然と技術の提供を行う場合、 通常果たすべき注意義務を履行していないと解される		

【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より作成】

これに伴い、大学に対して、大学と雇用関係のある教職員・研究者については、採用時に自己申告の書面を提出させること、採用後は就業規則に基づく兼職許可手続を行わせること、大学と雇用関係のない学生等については、受入手続において通常取得している書類により確認すること、が求められています。

教職員は、技術の提供を行う相手方が「特定類型」に該当しているとの情報を得ている場合には、本学所定の輸出管理手続(6～7 ページ参照)を行う必要があります。また、自身が「特定類型」に該当している場合や、新たに該当することになる場合には、外為法違反を引き起こすことにならないよう、利益相反自己申告書や兼職許可手続等において、適切に情報開示を行う必要があります。

6. 「技術」の定義

外為法上、規制の対象となる「技術」とは、外為令別表において定められた、主としてリスト規制貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報であり、技術データ又は技術支援の形態により提供されるものを言います。「技術」にはプログラムが含まれます。

「設計」「製造」「使用」については、以下のとおり、一般的な用語よりも幅広く定義されています。

一連の製造過程の前段階のすべての段階

設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト 等

すべての製造工程

製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証 等

設計、製造以外の段階

使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理
ただし、外為令別表の1の項における「使用」は、設計、製造以外の段階

【経済産業省「安全保障貿易管理説明会資料」(2021年6月)より作成】

<提供の形態>

- ◇技術データ : 文書、ディスク、テープ、ROM 等の媒体若しくは装置に記録されたプログラム、青写真、図面、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書など
※クラウドコンピューティングサービス利用も規制対象となることがあります。
- ◇技術支援 : 技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなど

7. 許可を要しない技術の提供

安全保障輸出管理の観点から特に支障がないと認められる技術の提供に関しては、経済産業大臣の許可を要しない例外とされており、「貿易関係貿易外取引等に関する省令」(貿易外省令)第9条において、「公知の技術提供」「基礎科学分野の研究活動」等が定められています。

<公知の技術提供>

- 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術の提供
- 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術の提供
- 見学コース、講演会、展示等において不特定多数の者が入手・聴講可能な技術の提供
- ソースコードが公開されているプログラムの提供
- 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、不特定多数の者が入手・閲覧可能とすることを目的とする技術の提供

【例】学会での講演、論文発表(参加者が限定される、非公開で行われる、参加者に守秘義務を課すなど不特定多数の者に対する公知ではないものを除く)

留学生に行う、市販書籍・公表論文を用いた研究指導、公開マニュアルによる実験装置の操作方法指導

<基礎科学分野の研究活動>

「基礎科学分野の研究活動」とは、「自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの」をいいます。(例:宇宙の生成過程に関する研究)

例えば、産学連携に係る共同研究など、研究が特定の製品への応用を目的としている場合には、この例外に該当しません。また、一般的に言う「基礎研究」に比べて、範囲が限定された定義となっています。

<その他の例外>

- 工業所有権の出願・登録のための必要最小限の技術の提供
- 貨物の輸出に付随して提供される、貨物の使用に係る必要最小限の技術
- プログラムの提供に付随して提供される、インストールや修理等のための必要最小限の技術
- コンピュータや通信関連貨物の設計・製造・使用に係る市販のプログラムの提供(ただし、提供先が国連武器禁輸国や、輸出令別表第3の国以外の場合は、需要者の確認が必要)

例外に該当しても、相手先やその用途に懸念がある場合は、提供の可否について慎重な検討が必要

8. 貨物の輸出に関する留意事項

外為法上、規制の対象となる「貨物の輸出」とは、①外国に向けて貨物を送付すること、②外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること、を言います。①には、自ら手荷物として海外に持ち出すことも含まれます。

大学においては、次のようなケースに注意が必要です。

- 海外出張の際にパソコンや USB メモリをハンドキャリアで持ち出す。
- 海外の大学から借りた装置を返送する。
- 研究室で使っている外国製の機器が壊れてしまったので修理のためメーカーに送付する。
- 海外で開催される学会・シンポジウム・国際展示会へ出品する試作品を持ち出す。
- 共同研究等で、海外で観測等を行うために装置を輸出(持参)する。
- 共同研究先へ試作品やマテリアルを送付する。

<許可を要しない「貨物の輸出」の特例>

貨物の輸出に関しても、経済産業大臣の許可を要しない例外が定められています。大学に主に関係するものは、以下のケースです。

- 輸出される貨物の金額が少額の場合[輸出令第4条第1項第4号。貨物の内容や輸出先によって適用の可否は異なります。]
- 海外出張等の際、一時的に海外にノートパソコンを持ち出して**個人的に**使用する場合

コンピュータは、①電子計算機そのものとして、②その通信・セキュリティ機能の面で暗号装置として、二つの項目でリスト規制の対象となっており、一定の仕様・性能を超えるものについては、海外への持ち出しに許可が必要とされています。ただし、市販されて一般に手に入るノートパソコンについては、規制対象となる性能には達していないとの見解が経済産業省から示されています。

★パソコン等の米国製品(米国製 OS や一定比率以上の米国製部品が組み込まれたものを含む)は、米国の輸出管理規制(Export Administration Regulations(EAR))によって、米国が定める禁輸国※への輸出・持ち込みが禁じられています。(違反すると米国法により罰・制裁の対象となります。)持ち込みをする場合は、購入先に相談するなどして、米国法に基づく許可要否を確認する必要があります。

※イラン、北朝鮮、スーダン、シリア、キューバ【2018年4月2日現在】

EARに関しては、CISTEC ホームページに掲載されている解説記事を参照してください。

詳細はこちら

9. 違反に対する罰則

外為法に違反して技術の提供・貨物の輸出を行った者には、懲役・罰金刑が科されます。違反者個人だけでなく、違反行為を行った法人も処罰の対象となります。

また、外為法違反に対しては、一切の技術提供・貨物輸出を最大3年間禁じる行政制裁が科されることがあり、これを受けた場合は、国際的な研究活動を行う上で大きなダメージとなります。

さらに、法令違反に関する報道により大学の社会的イメージが悪化するといった影響も甚大です。

加えて、実際に懸念用途に用いられた場合には、大学・日本だけでなく国際社会への影響も懸念されます。

【法令違反に対する罰則】(外為法第69条の6、第69条の7、第70条、第72条)

対象取引	違反者に対する罰則	法人に対する罰則
無許可の技術取引・貨物輸出	7年以下の懲役又は2,000万円以下(価格の5倍が2,000万円を超えるときは価格の5倍以下)の罰金、併科	7億円以下(価格の5倍が7億円を超えるときは価格の5倍以下)の罰金
無許可の大量破壊兵器関連技術取引・貨物輸出	10年以下の懲役又は3,000万円以下(価格の5倍が3,000万円を超えるときは価格の5倍以下)の罰金、併科	10億円以下(価格の5倍が10億円を超えるときは価格の5倍以下)の罰金
無許可の技術書面・記録媒体輸出、国外送信	5年以下の懲役又は1,000万円以下(価格の5倍が1,000万円を超えるときは価格の5倍以下)の罰金、併科	5億円以下(価格の5倍が5億円を超えるときは価格の5倍以下)の罰金
不正手段による許可取得	3年以下の懲役又は100万円以下(価格の3倍が100万円を超えるときは価格の3倍以下)の罰金、併科	同左

【大学・研究機関による違反事例】

役務取引許可証の期限切れ(研究機関)	外国機関と共同で航空機に関する技術の研究を行っていたが、当該技術が外為法の対象技術のため、当初は適切に役務取引許可を取得。しかし、組織再編に伴い、輸出・技術管理の機能が一時的に低下し、当該取引の管理が充分に行われず、役務取引許可証の期限切れに気付かないまま技術の提供を継続。
輸出許可条件の不履行(大学)	外国での研究のため、赤外線カメラの輸出許可申請を行い、「積戻し後、報告」の条件付きで許可されていた。しかし、提出期限を過ぎても報告を怠り、許可条件違反。
輸出手続上のミス(研究機関・大学)	研究機関Cは共同研究先である大学Dに対し、リスト規制該当品は許可が必要であるため、輸出許可取得後の発送を指示していたが、発送の際の再確認を怠り、大学Dがリスト規制非該当品と一緒に誤って梱包したため無許可輸出。
該非判定手続上のミス(大学)	外国大学に高速度カメラを輸出するに当たり、通関時にメーカーに貨物のリスト規制該非を電話確認し、非該当との口頭回答を得たため、正式な該非判定書を待たず、また、該非判定の内容を大学自らの責任で確認せずに輸出。実際は、メーカー担当者が貨物の型番号を聞き間違えており、輸出された貨物は該当品であったことから、無許可輸出。

【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より作成】

(参考)リスト規制一覧②

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	
6	材料加工	(20)	アルミニウム・カリウム他有機金属化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素他の有機化合物	(7の2)	非球面光学素子	
(2)	数値制御工作機械	(22)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(8)	レーザー発振器等	
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	炭化けい素等	(8の2)	レーザーマイクロフォン	
(4)	アイソスタチックプレス等		多結晶の基板	(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	
(5)	コーティング装置等	8	電子計算機	(9の2)	水中検知装置	
(6)	測定装置等	(1)	電子計算機等	(10)	重力計・重力勾配計	
(7)	ロボット等	9	通信	(11)	レーザー等	
(8)	フィードバック装置他	(1)	伝送通信装置等	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	
(9)	絞リスピニング加工機	(2)	電子交換装置	(12)	光反射率測定装置他	
7	エレクトロニクス	(3)	通信用光ファイバー	(13)	重力計製造装置・校正装置	
(1)	集積回路	(4)	〈削除〉	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5)	フェーズドアンテナ	11	航法装置	
(3)	信号処理装置等	(5の2)	監視用方向探知器等	(1)	加速度計等	
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の3)	無線通信用受装置等	(2)	ジャイロスコープ等	
(5)	超電導磁石	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(3)	慣性航行装置	
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(5の5)	インターネット通信監視装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	
(7)	高電圧用コンデンサ	(6)	(1)から(3)、(5)から(5の5)までの設計・製造装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	
(8)	エンコーダ又はその部品	(7)	暗号装置等	(5)	水中リナー航法装置等	
(8の2)	サリスター・デバイス・サリスターモジュール	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(1)から(4の2)までの試験・製造装置他	12	海洋関連
(8の3)	電力制御用半導体素子	(9)	〈削除〉	(1)	潜水艇	
(8の4)	光変調器	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(2)	船舶の部分品・附属装置	
(9)	サンプリングオシロスコープ	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(3)	水中回収装置	
(10)	アナログデジタル変換器	10	センサー等	(4)	水中用の照明装置	
(11)	デジタル方式の記録装置	(1)	水中探知装置等	(5)	水中ロボット	
(12)	信号発生器	(2)	光検出器・冷却器等	(6)	密閉動力装置	
(13)	周波数分析器	(3)	センサー用の光ファイバー	(7)	回流水槽	
(14)	ネットワークアナライザー	(4)	電子式のカメラ等	(8)	浮力材	
(15)	原子周波数標準器	(5)	反射鏡	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	(6)	宇宙用光学部品等	(10)	妨害用水中音響装置	
(16)	半導体製造装置等			13	推進装置	
(17)	マスク・レチクル等			(1)	無機繊維他を用いた成型品	
(17の2)	マスク製造基材			(2)	電波の吸収材・導電性高分子	
(18)	半導体基板			(3)	核熱源物質	
(19)	レジスト			(4)	デジタル伝送通信装置等	
				(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置	
				(5)	水中探知装置等	
				(6)	宇宙用光検出器	
				(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーザー	
				(8)	潜水艇	
				(9)	船舶用防音装置	
				(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等	
				14	その他	
				(1)	粉末状の金属燃料	
				(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質	
				(3)	ディーゼルエンジン等	
				(4)	〈削除〉	
				(5)	自給式潜水用具等	
				(6)	航空機輸送土木機械等	
				(7)	ロボット・制御装置等	
				(8)	削除	
				(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等	
				(10)	簡易爆発装置等	
				(11)	爆発物探知装置	
				15	機微品目	
				(1)	無機繊維他を用いた成型品	
				(2)	電波の吸収材・導電性高分子	
				(3)	核熱源物質	
				(4)	デジタル伝送通信装置等	
				(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置	
				(5)	水中探知装置等	
				(6)	宇宙用光検出器	
				(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーザー	
				(8)	潜水艇	
				(9)	船舶用防音装置	
				(10)	ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、複合サイクルエンジン等	

【参考資料等】対空迎撃迎撃補強型対空迎撃機(2021年1月)より】

4. キャッチオール規制において特に注意が必要な貨物

(参考1)大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途	品目	懸念される用途
1. リン酸トリブチル (TBP)	核兵器	26. 人造黒鉛	核兵器、ミサイル
2. 炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維		27. ジャイロスコープ	
3. チタン合金	核兵器、ミサイル	28. ロータリーエンコーダ	ミサイル
4. マルエージング鋼		29. 大型トラック(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)	
5. 口径75ミリメートル以上のアルミニウム管	核兵器	30. クレーン車	
6. しごきスピニング加工機		31. 密閉式の発酵槽	
7. 数値制御工作機械		32. 遠心分離機	生物兵器
8. アイソスタックプレス	核兵器、ミサイル	33. 凍結乾燥機	
9. フィラメントワインディング装置		34. 耐食性の反応器	
10. 周波数変換器		35. 耐食性のかくはん機	ミサイル、化学兵器
11. 質量分析計又はイオン源	核兵器	36. 耐食性の熱交換器又は凝縮器	
12. 振動試験装置		37. 耐食性の蒸留塔又は吸収塔	ミサイル、化学兵器
13. 遠心力釣り合い試験器		38. 耐食性の充てん用の機械	
14. 耐食性の圧力計・圧力センサー	核兵器、ミサイル	39. 噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)(娯楽若しくはスポーツの用に供する模型航空機を除く)	ミサイル、生物・化学兵器
15. 大型の非破壊検査装置		40. UAVに搭載するよう設計された噴霧器	
16. 高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置		41. N-(1-フェネチル-4-ペリジル)プロピオンアニド(別名フェンタニル)(437-38-7)、N-[1-[2-(4-エチル-5-オキソ-2-テトラゾリン-1-イル)エチル]-4-(メトキシメチル)-4-ペリジル]プロピオンアニド(別名アルフェンタニル)(71195-58-9)、メチル=1-フェネチル-4-(N-フェニルプロパンアミド)ペリジジン-4-カルボキシラート(別名カルフェンタニル)(59708-52-0)、1-[2-(メトキシカルボニル)エチル]-4-(フェニルプロピオンアミノ)ペリジジン-4-カルボキシル酸メチルエステル(別名レミフェンタニル)(132875-61-7)、N-[4-(メトキシメチル)-1-[2-(2-チエニル)エチル]-4-ペリジル]プロピオンアニド(別名スフェンタニル)(56030-54-7)	化学兵器
17. 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置	核兵器		
18. 大型発電機			
19. 大型の真空ポンプ			
20. 耐放射線ロボット			
21. TIG溶接機、電子ビーム溶接機	核兵器、ミサイル		
22. 放射線測定器	核兵器		
23. 微粉末を製造できる粉砕器			
24. カールフィッシャー方式の水分測定装置	ミサイル		
25. プリプレグ製造装置			

※34から38のミサイルは2012年4月1日より追加。

1. 輸入先等において大量破壊兵器等の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要。

2. 外国ユーザーリスト掲載組織に対し、これらの貨物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、貨物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用。

(参考2)大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

～シリア向けの場合～ 2020年5月8日施行

以下の貨物を輸出する場合は、用途・需要者の確認を更に慎重に行う必要！

品目	懸念される用途	品目	懸念される用途
1. ドラフトチャンバー	化学兵器	13. 塩素-アルカリ電解槽(水銀電解槽、隔膜電解槽又はイオン交換膜電解槽を含む。以下同じ。)	
2. フルフェイスマスクの呼吸用保護具	生物・化学兵器	14. チタン電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したものの	
3. 塩化アルミニウム(7446-70-0)、ジクロロメタン(75-09-2)、N、N-ジメチルアニリン(121-69-7)、臭化インプロピル(75-26-3)、インプロピルエーテル(108-20-3)、モノインプロピルアミン(75-31-0)、臭化カリウム(7758-02-3)、ピリジン(110-86-1)、臭化ナトリウム(7647-15-6)、ナトリウム金属(7440-23-5)、トリブチルアミン(102-82-9)、トリエチルアミン(121-44-8)、トリメチルアミン(75-50-3)、アセチレン(74-86-2) 他	化学兵器	15. ニッケル電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したものの	
4. ジエチレントリアミン(111-40-0)		16. チタン-ニッケルのバイポーラ電極(他の金属酸化物でコーティングされたものを含む。)であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したものの	
5. ブチリルコリンエステラーゼ、臭化ピロドスチグミン(101-26-8)、塩化オピドキシム(114-90-9)		17. アスベストの隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したものの	
6. バイオセーフティキャビネット、グローブボックス		18. ふっ素重合体を基材とした隔膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したものの	化学兵器
7. バッチ式遠心分離機	生物兵器	19. ふっ素重合体を基材としたイオン交換膜であって、塩素-アルカリ電解槽に使用するように設計したものの	
8. 発酵槽		20. 圧縮機であって、湿潤又は乾燥状態の塩素をその構造に関わらず圧縮するように設計したものの	
9. 反応器、かくはん機、熱交換器、凝縮器、ポンプ(11.を除く。)、弁、貯蔵容器、蒸留塔、吸収塔	化学兵器	21. 水銀(7439-97-6)、塩化バリウム(10361-37-2)、硫酸(90%以上の重量濃度)(7664-93-9)、3,3-dimethyl-1-butene (558-37-2)、2,2-ジメチルプロパノール(630-19-3)、2,2-dimethylpropylchloride(753-89-9)、2-メチルブテン(26760-64-5)、2-chloro-3-methylbutane (631-65-2)、ピナコール(76-09-5)、2-メチル-2-ブテン(513-35-9)、ブチルリチウム(109-72-8)、プロモ(メチル)マグネシウム(75-16-1)、ホルムアルデヒド(50-00-0)、2,2'-イミノジエタノール(111-42-2)、炭酸ジメチル(616-38-6) 他	
10. クリーンルーム、HEPAフィルター付きのファン	生物兵器		
11. 真空ポンプ又はその部分品	化学兵器		
12. 化学物質の分析装置、検知装置等			

(注)3.～5.及び21.の()の番号はCAS番号(※アメリカ化学会の機関であるCAS(Cheical Abstracts Service)が個々の化学物質もしくは化学物質群に付与している登録番号)

(参考3)通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

品目	懸念される用途	品目	懸念される用途
1. ニッケル合金又はチタン合金	通常兵器	17. センサー用の光ファイバー	通常兵器
2. 焼結磁石		18. レーザー発振器又はその部分品	
3. 2. に掲げるものの製造用の装置又はその部分品		19. 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾(こう)配計又はこれらの部分品	
4. 作動油として使用することができる液体であって、りん酸とクレゾールとのエステル、りん酸トリス(ジメチルフェニル)又はりん酸トリノルマルブチルを含むもの		20. 重量計	
5. 有機繊維、炭素繊維又は無機繊維		21. レーダー又はその部分品	
6. 軸受又はその部分品		22. 加速度計又はその部分品	
7. 工作機械その他の装置であって、次に掲げるもの又はその部分品 イ 数値制御を行うことができる工作機械 ロ 鏡面仕上げを行うことができる工作機械(数値制御を行うことができるものを除く。) ハ 測定装置(工作機械であって、測定装置として使用することができるものを含む。)		23. ジャイロスコープ又はその部分品	
8. 二次セル		24. 慣性航法装置その他の慣性力を利用する装置又はこれらの部分品	
9. 波形記憶装置		25. ジャイロ天測航法装置、天体若しくは人工衛星の自動追跡により位置若しくは針路を測定することができる装置、衛星航法システムからの電波受信装置若しくはその部分品又は航空機用の高度計	
10. 電子部品実装ロボット		26. 水中用のカメラ又はその附属装置	
11. 電子計算機又はその部分品		27. 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置	
12. 伝送通信装置又はその部分品		28. 開放回路式の自給式潜水用具又はその部分品	
13. フェーズドアレーアンテナ		29. ガスタービンエンジン又はその部分品	
14. 通信妨害装置又はその部分品		30. ロケット推進装置又はその部分品	
15. 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置		31. 29. 若しくは30. に掲げるものの製造用の装置又はその部分品	
16. 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品又は光検出器を用いた装置		32. 航空機又はその部分品	
	33. ロケット若しくは航空機の開発若しくは試験に用いることが出来る振動試験装置、風洞、環境試験装置又はこれらの部分品		
	34. フラッシュ放電型のエックス線装置		

【経済産業省「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)第四版」(2022年2月)より】

7. 関係情報サイト

7-1 本学の安全保障輸出管理に関するホームページ

CENTIS > 各種情報[共通] > 安全保障輸出管理

<https://portal.tus.ac.jp/centis/node/7352>

◎掲載内容: 「輸出管理ハンドブック」PDF

様式集

安全保障輸出管理に関する法制等サイトへのリンク集

7-2 経済産業省の安全保障貿易管理ホームページ

(これらのページへはCENTISからもリンクしています。)



トップページ	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html
関係法令	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law00.html
外国ユーザーリスト	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law05.html#user-list
リスト規制の概要	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo02.html
キャッチオール規制の概要	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/ampo03.html
貨物・技術のマトリクス表	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/matrix_intro.html
用語の手引き	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qandayougo.html
Q&A	https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html

安全保障貿易管理に係る機微技術ガイダンス(大学・研究機関用)第四版

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html>

7-3 一般財団法人安全保障貿易情報センター (CISTEC) ホームページ

(このページへはCENTISからもリンクしています。)

大学における輸出管理 <https://www.cistec.or.jp/service/daigakukaiin.html>

米国再輸出規制(EAR)入門 https://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/index.html